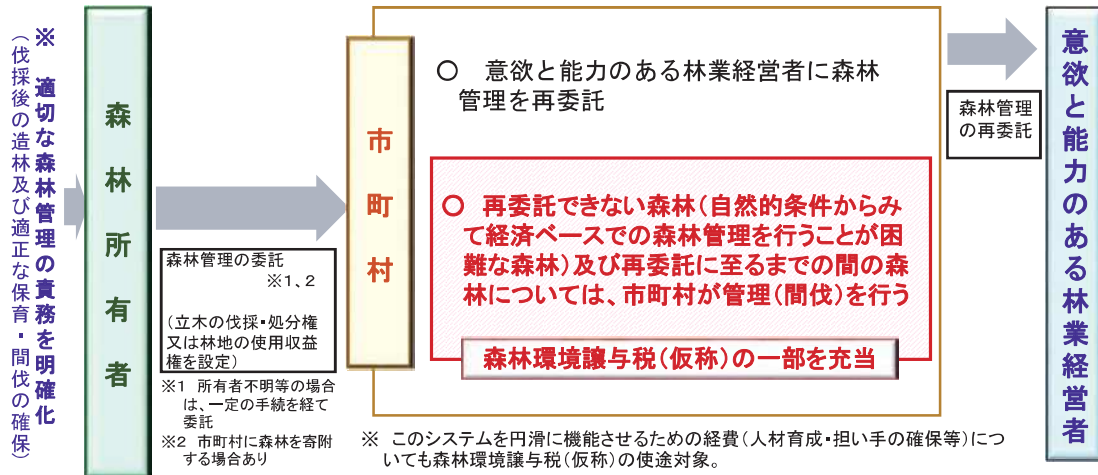


## 新たな森林管理システム

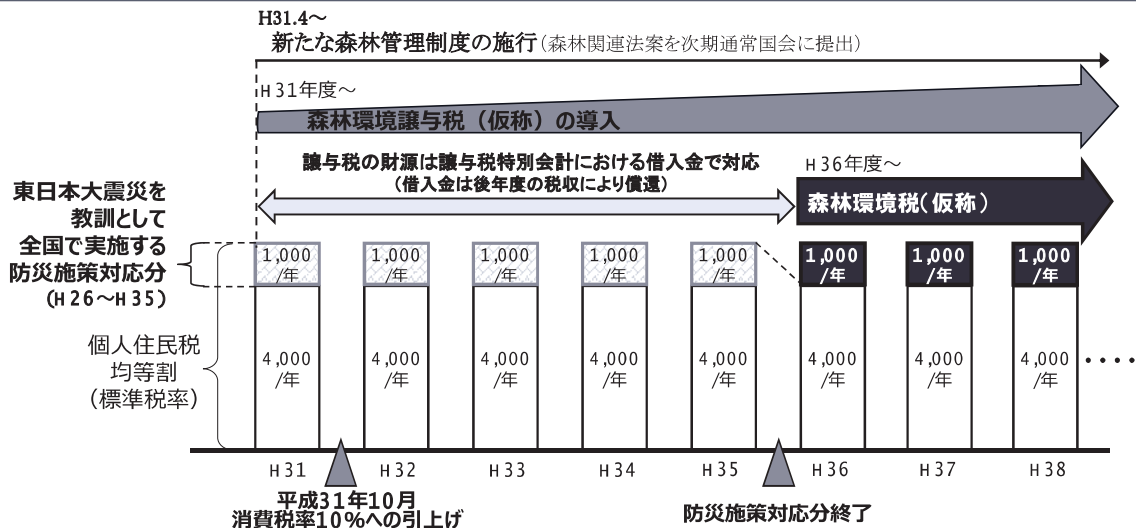
林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- (1) 森林所有者に適切な森林管理を促すため、**森林管理の責務を明確化**するとともに
  - (2) 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、**市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキーム**を設ける。
  - (3) **再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林**においては、**市町村が管理**を行う。
  - (4) 意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として**路網整備の一層の推進**や**集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及**が必要。
- 上記の制度の創設に向け、(1)～(3)の内容を盛り込んだ森林関連法案を次期通常国会に提出することを検討。



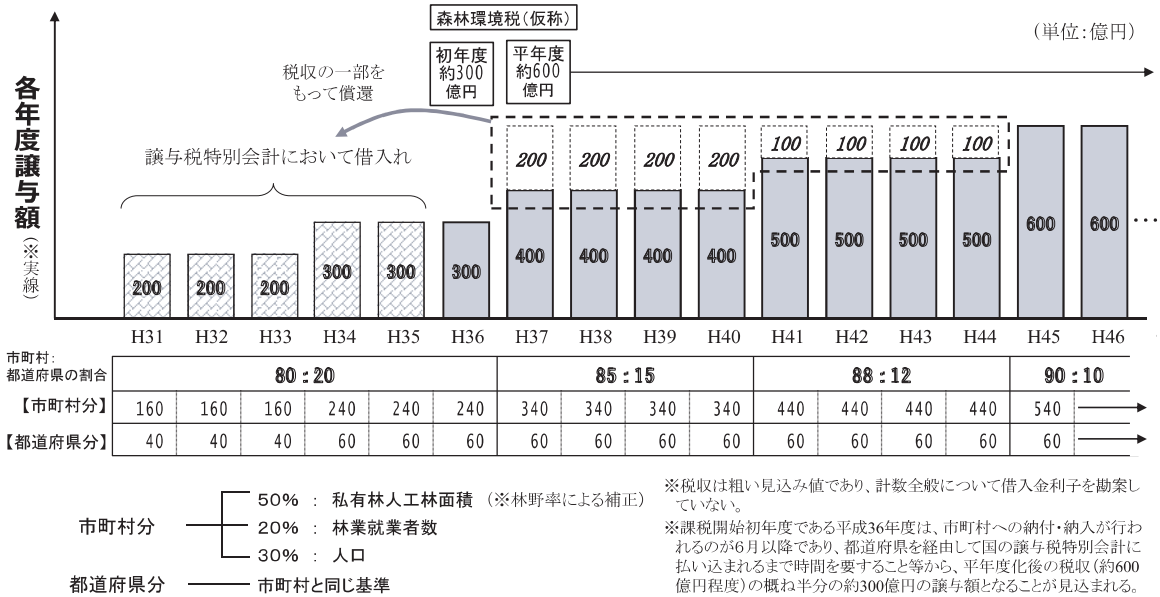
## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
  - 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
  - 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入金により対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- ※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



## 森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

